

## 【資料6】

### 適化法の規定にかかる主な規制対象施設一覧

◆下表で示す施設は、国土交通省所管補助事業による補助金の交付を受け設置した施設であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日 法律第179号）で定める、処分制限対象施設となります。当施設を撤去・改修する場合は、府と協議が必要です。また、本資料では主たる施設について記載していますが、下表の施設以外にも処分制限対象施設があります。

#### 1. 服部緑地

整備・改修年度	対象エリア	施設・設備	制限年度
平成30年度	西中央広場	便所新築 (RC造)	令和47年まで
平成3年度	円形花壇	売店 (RC造)	令和15年まで
平成15年度	スポーツ広場A	照明灯 (主金属)	令和10年まで
平成30年度	いなり山児童遊戯場	遊具改修 (主金属)	令和12年まで

#### 2. 浜寺公園

整備・改修年度	対象エリア	施設・設備	制限年度
令和元年度	プール	クラブハウス (RC造)	令和51年まで
令和2年度		変形大・流水プール	令和32年まで
令和3年度	中央花壇	噴水施設	令和23年まで

#### 3. 二色の浜公園

整備・改修年度	対象エリア	施設・設備	制限年度
令和2年度	レストハウス	1階トイレ (給排水、衛生設備)	令和17年度まで